

児童手当の受給資格に係る
(同居父母)

申立書
継続申立書

年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

【申立人】 (児童手当の請求者)

住 所

〒 ー

氏 名

私は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏 名 〔性別〕（生年月日）	〔 男 ・ 女 〕（ 年 月 日生）
	氏 名 〔性別〕（生年月日）	〔 男 ・ 女 〕（ 年 月 日生）
	氏 名 〔性別〕（生年月日）	〔 男 ・ 女 〕（ 年 月 日生）
別居している配偶者 （上記児童の親）の状況	氏 名	
	上記児童との 続 柄	
	住 所	〒 ー 勤務先：
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に✓、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 ☐ 離婚協議中につき別居している ☐ その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添（※）	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）を添付してください。
(前年度から状況に変わりなければ、現況届(継続申立書)には添付不要です。)

【参考】児童手当法（抄）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。